

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 二四〇
- 公金の徴収の事務を委託した件 二四〇
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 二四〇
- 道路の区域を変更する件 二四〇
- 水防警報を発する河川を指定する件の一部を改正する件 二四〇
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 二四〇
- 公 告 二四〇
- 落札者を決定した件四件 二四二
- 随意契約の相手方を決定した件二件 二四二
- 一般競争入札を行う件二件 二四二
- 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件 二四二
- 福島県商業まちづくりの推進に関する条例第十条第一項の規定により特定小売商業施設の変更の届出があった件 二四二
- 浸水想定区域を指定した件 二四二
- 福島県教育委員会 二四二
- 福島県指定重要文化財として指定を解除する件 二四二
- 福島県教育委員会教育長 二四二
- 指定納付受託者を指定した件 二四二
- 福島県選挙管理委員会 二四二
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定を取り消した旨報告があった件 二四二

福島県告示第三百八十一号

## 告 示

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和四年五月二十一日救急病院として認定した。

令和四年五月二十七日

名称 福島県知事 内堀 雅 雄  
 所在地 石川郡平田村大字上蓬田字清 令和七年五月二〇日  
 医療法人誠励会ひらた中央病院 水内四番地  
 院 (地域医療課)

### 福島県告示第三百八十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和四年五月二十七日

- 一 委託した事務の範囲及び内容 福島県知事 内堀 雅 雄
  - 二 福島ロボットテストフィールドの使用料の徴収事務 福島県知事 内堀 雅 雄
  - 三 受託者の名称及び所在地 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
  - 四 福島県福島市中町一番十九号 福島県知事 内堀 雅 雄
  - 五 徴収の事務を委託する期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
- (次世代産業課)

### 福島県告示第三百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年五月二十七日から同年六月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年五月二十七日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀 雅 雄
- 二 サンデーいわき泉店 福島県いわき市泉町下川字薬師前七九番地一ほか四〇筆
- 三 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要 意見なし。
- 四 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年五月二十七日から同年六月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
MOLTI 福島県郡山市駅前二丁目一番一号
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和四年五月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道三春 日和田線	郡山市日和田町字荒池 下八番一地从先から 同 市日和田町字荒池 下二二番二地先まで	変更前 変更後	一七・〇〇 二〇・〇〇	七九・〇〇
		変更後	一七・〇〇 二二・〇〇	一〇六・八〇

（道路計画課）

福島県告示第百八十六号

水防警報を発する河川を指定した件（平成十八年福島県告示第百七号）の一部を次

のように改正する。

令和四年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

表中

阿武隈川	阿武隈川
左岸 西白河郡西郷村大字鶴生字摺白山から同郡矢吹町明新東 新東まで 右岸 西白河郡西郷村大字熊倉字大久保から同郡中島村大字滑津字代畑まで	左岸 西白河郡西郷村大字鶴生字摺白山から同郡矢吹町明新東 まで 右岸 西白河郡西郷村大字熊倉字大久保から同郡中島村大字滑津字代畑まで

を

阿武隈川

左岸 西白河郡西郷村大字鶴生字摺白山から同郡矢吹町明新東  
まで  
右岸 西白河郡西郷村大字熊倉字大久保から同郡中島村大字滑津字代畑まで

に改

める。

（河川整備課）

福島県告示第百八十七号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和四年五月十八日次のとおり指定した。

令和四年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

菅野 三智夫 福島市泉字先達一 令和四年五月二十五日から  
番地市住四号棟五 令和九年三月三十一日まで  
一号室

伊達市霊山町掛田字 日向前八八番地一  
（出納総務課）

公 告

**公告第126号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年5月27日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
県庁舎等清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
キョウワプロテック株式会社 福島県福島市五月町3番20号
- 5 落札金額  
77,880,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和4年2月8日

（施設管理課）

**公告第127号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム端末セキュリティ対策機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年5月27日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
福島県情報通信ネットワークシステム端末セキュリティ対策機器 一式（据付け、調整、機器保守等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 落札金額  
192,060,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和4年2月8日

（デジタル変革課）

**公告第128号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年5月27日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 除雪ドーザ1（18t級） 2台
  - (2) 除雪ドーザ2（18t級） 3台

- (3) 除雪ドーザ3(14t級) 1台  
 (4) 凍結防止剤散布車1(5t級) 1台  
 (5) 凍結防止剤散布車2(4t級) 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
 令和4年4月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
- |                  |           |                         |
|------------------|-----------|-------------------------|
| (1) 1の(1)に掲げる物品等 | コマツ福島株式会社 | 福島県郡山市字下亀田16番地3         |
| (2) 1の(2)に掲げる物品等 | コマツ福島株式会社 | 福島県郡山市字下亀田16番地3         |
| (3) 1の(3)に掲げる物品等 | コマツ福島株式会社 | 福島県郡山市字下亀田16番地3         |
| (4) 1の(4)に掲げる物品等 | 会津機械株式会社  | 福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田588番地 |
| (5) 1の(5)に掲げる物品等 | コマツ福島株式会社 | 福島県郡山市字下亀田16番地3         |
- 5 落札金額
- |                  |             |
|------------------|-------------|
| (1) 1の(1)に掲げる物品等 | 52,580,000円 |
| (2) 1の(2)に掲げる物品等 | 85,470,000円 |
| (3) 1の(3)に掲げる物品等 | 22,000,000円 |
| (4) 1の(4)に掲げる物品等 | 22,550,000円 |
| (5) 1の(5)に掲げる物品等 | 21,890,000円 |
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
 令和4年3月1日

(入札用度課)

**公告第129号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年5月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- |                 |            |
|-----------------|------------|
| ア 豚熱ワクチン(20ドーズ) | 予定数量8,516箱 |
| イ 豚熱ワクチン(50ドーズ) | 予定数量3,406箱 |
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
 令和4年4月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
 株式会社アスコ 愛知県豊橋市白河町100番地
- 5 落札金額
- |                                     |
|-------------------------------------|
| ア 1箱当たり1,940円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。) |
| イ 1箱当たり4,850円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。) |
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
 令和4年3月15日

(入札用度課)

**公告第130号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける令和4年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年5月27日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
令和4年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県総務部市町村総室市町村行政課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
55,662,063円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(市町村行政課)

**公告第131号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年5月27日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
ロータリ除雪車1（2.6m級） 2台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年4月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
93,170,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

(入札用度課)

**公告第132号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワークサーバ等機器更新業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年5月27日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県総合情報通信ネットワークサーバ等機器更新業務 一式
  - (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
  - (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
  - (4) 履行場所 福島県庁外部施設（福島市内）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要

な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) この公告に示した仕様と同等程度の業務の履行実績があり、かつ、この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年6月20日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県危機管理部危機管理総室災害対策課分室  
電話024-521-7195

### 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和4年5月27日（金）から同年6月20日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

### 5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙70枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年6月10日（金）午後5時までに必着で請求すること。

なお、福島県危機管理部危機管理課ウェブサイトからダウンロードして入手することができる。

### 6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和4年7月6日（水）午後2時

(2) 場所 福島県庁西庁舎11階災害対策課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年7月5日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

### 7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### 8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

### 10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係

る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Update of the Fukushima Prefectural integrated information and telecommunications network system including its server devices 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 6 July 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 5 July 2022
- (4) Contact point for the notice: Disaster Prevention Division Annex Room, Planning and Coordination Section, Risk Management Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7195

(災害対策課)

#### 公告第133号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年5月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 空港用61,000L級化学消防車 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和6年3月25日（月）
- (4) 納入場所 福島県福島空港事務所

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年6月17日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和4年6月17日（金）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和4年5月27日(金)から同年6月17日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

#### 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙60枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年6月3日(金)午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和4年6月3日(金)午前11時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和4年7月15日(金)午前11時 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、7月14日(木)午後5時までに必着のこと。)

#### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) 契約の締結 落札決定後は仮契約を締結し、当該契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例第21号)第3条の規定により福島県議会の議決を得たときに本契約として成立するものとする。なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Aircraft Rescue and Fire fighting Vehicle (61,000L class) 1 unit
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 15 July 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 14 July 2022
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)



公告第三百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。  
令和四年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル瀬上店 福島県福島市宮代字天神前四
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
千二十六平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日  
令和四年三月二十八日
- 五 届出年月日  
令和四年四月二十五日
- 六 届出をした者  
株式会社ヨークベニマル

（商業まちづくり課）

公告第三百三十五号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例（平成十七年福島県条例第二百十号）第13条第一項の規定により、特定小売商業施設の新設の届出について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年五月二十七日から同年八月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課、伊達市産業部商工観光課、福島市総務部総務課市民情報室、相馬市産業部商工観光課、桑折町産業振興課、国見町産業振興課、川俣町政策推進課及び飯館村村づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。  
令和四年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 特定小売商業施設の名称及び所在地  
1 名称（仮称）イオンモール北福島  
2 所在地 伊達市堂ノ内地区一街区二三二画地ほか二百八十九筆（伊達市堂ノ内土地区画整理事業地内）
- 二 変更した事項  
特定小売商業施設の新設の予定地の開発行為の着手予定日  
（変更前）令和四年五月一日  
（変更後）令和四年六月一日

三 届出年月日

令和四年四月二十八日

（商業まちづくり課）

公告第三百三十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第一号の規定により、阿武隈川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。  
この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県県中建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。  
なお、浸水想定区域を指定した件（令和二年福島県公告第四十二号）は、廃止する。  
令和四年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

（河川整備課）

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第六号

次の福島県指定重要文化財は、福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第五条第一項の規定により、指定を解除する。  
令和四年五月二十七日

福島県教育委員会

絵画の部

名	称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
絹本着色塙保巳一像	住吉廣定	一幅	塙保雄	東京都北区王子五丁目一七番一五号	東京都北区王子五丁目一七番一五号

（文化財課）

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定に

より、福島県教育委員会社会教育施設におけるキャッシュレス決済に係る指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和四年五月二十七日

福島県教育委員会教育長 大 沼 博 文

一 指定納付受託者の名称及び所在地

株式会社寺岡システム 宮城県仙台市若林区卸町三丁目六番地の五

二 指定納付受託者に指定した日

令和四年四月一日

(社会教育課)

## 福島県選挙管理委員会

### 福島県選挙管理委員会告示第二十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による次の施設の指定を取り消した旨、いわき市選挙管理委員会から報告があった。

令和四年五月二十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠 藤 俊 博

取消年月日	施設 の 所 在 地	施設の名称	施設の管理者
令和四年五月 一一日	いわき市常磐三沢町葉師下五 〇番地の一	いわき市常磐三 沢町集会所	いわき市長
令和四年五月 一一日	いわき市好間町上好間字大畑 九八番地の三	いわき市大畑集 会所	いわき市長